

平成22年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

9月10日（金）午前1

0時開議

日程第 1 議案第40号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程第 2 議案第41号 嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例の一部を改正す

ることについて

日程第 3 議案第42号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部

を改正することについて

日程第 4 議案第43号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正す

ることについて

日程第 5 議案第44号 平成22年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）
議定につ

いて

日程第 6 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1

号）議定について

日程第 7 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度嵐山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議定について

日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1 号）議定について

日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議定について

日程第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議定について

日程第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定

について

出席議員（１３名）

１番	畠山美幸	議員	２番	青柳賢治	議員
３番	金丸友章	議員	４番	長島邦夫	議員
５番	吉場道雄	議員	６番	柳勝次	議員
７番	河井勝久	議員	９番	川口浩史	議員
１０番	清水正之	議員	１１番	安藤欣男	議員
１２番	松本美子	議員	１３番	渋谷登美子	議員
１４番	藤野幹男	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	久保かおり
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩澤勝町長

高	橋	兼	次	副 町 長
安	藤		實	総 務 課 長
井	上	裕	美	政 策 経 営 課 長
中	西	敏	雄	税 務 課 長
中	嶋	秀	雄	町 民 課 長
岩	澤	浩	子	健 康 福 祉 課 長
簾	藤	賢	治	環 境 課 長
新	井	益	男	産 業 振 興 課 長
木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
大	澤	雄	二	上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
新	井	益	男	農 業 委 員 会 事 務 局 長
				産 業 振 興 課 長 兼 務
松	本	武	久	代 表 監 査 委 員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆様、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第3回定例会第 10 日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月 22 日に審議を予定しております議案第 51 号 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第 57 号 平成 21 年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの決算7議案につきまして討論する議員は、9月 21 日火曜日午前中までに議長のほうに届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第1、第 40 号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 40 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 40 号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。国民健康保険法の一部改正に伴いまして、引用している条文を改めるために本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 40 号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第2、第41号議案 嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第41号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員の定数を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 提案説明といいながら具体的な説明がなかったわ

けですけれども、ちょっとその説明を1つはお願いしたいと思うのです。

それで、町長は2年前に6名にするときに、国全体の中で活性化を図るべきだという意見を強調してというか、これに倣って町長自身も意見を言っているわけです。6名にすることで活性化が図れるのだというようなことをね。そうすると、5名にしてしまっただけでは、活性化がまた静まってしまうのではないかという懸念を抱くのですけれども、その点はいかがでしょうか。しっかりとした理由ということで、ご説明をお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 川口議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

定数を現在6名となっているのが、なぜ5名にするのかということでございます。教育委員会の定数というのは、長いことというか、今もそうですが、5名のところが圧倒的に多くて、埼玉県でも嵐山町だけが6名になっているというふうに思っています。これは確かではありませんが、ほとんどのところが5名でやっております。比企郡では特に全部5名でございます。

そういう中ですけれども、先ほど話がありましたように、法が変わりまして、教育委員会の委員の中に義務教育の子供さんの親御さん、要するにPTAの教育委員さんを入れるようにすべきだということに法律が変わったわけです。そういう状況を受けまして、嵐山町でもそういう法にかなった委員さんを入れるために、人数が5名のままですと、どなたかの委員さんにやめていた

だかないと人数の調整ができないというようなこともありまして、人数を6名にして、それで法律改正にのっとった、それに沿った委員さんを1名追加をして、6名として今まで来ました。しかし、このところで、従前から委員さんをしていただいていた委員さんから辞任の申し出等もある中で勘案をいたしまして、ほかの委員会と同じように5名の線に戻すというふうな決断をいたしました次第でございます。

それで、今言ったように、活性化が図れないのではないかとということがございますが、新しく法律が変わった内容の委員さんも含まれておりますし、ほかの委員さんもそういうような活性化をにらんで活発に活動している先生方でございますので、ご心配の点には至らないのではないかとというふうに考えて、5名に提案をお願いをした次第でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それでは、ちょっと確認なのですが、比企の教育委員は大体5人であったということによろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 比企管内の教育委員さんは、各市町村とも5名ということでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 41 号議案 嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第3、第 42 号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 42 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 42 号は、嵐山町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

児童福祉法等の改正によりまして、「父子家庭」及び「養育者家庭」の定義の見直し、並びに対象者が重複する場合における調整規定を追加することに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長課から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第 42 号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて、細部説明をさせていただきます。

児童扶養手当法及び児童扶養手当法の施行令が改正されまして、本年の8月1日より施行されました。主な改正点といたしましては、児童扶養手当の支給対象に条件を付しまして、父子家庭が追加されたものであります。ひとり親家庭等の医療費の受給者、この要件はこの児童扶養手当の受給要件を踏まえて制度化されておりますので、このたび本条例の一部の改正をお願いするものであります。

それでは、条例のほうを見ていただきたいと思います。まず、条例第2条

第2項の改正であります。こちらにつきましては、父子家庭の定義の見直しであります。改正前におきます父の定義、改正前のほうにも書いてありますけれども、「その児童を監護する家庭」となっております。改正後は「監護し、かつ、その児童と生計を同じくする」という条件を付したものでございます。

なお、現在嵐山町では、この条件を満たさない父子家庭は、登録はございません。

次に、第2条第3項の改正であります。第2条第3項の改正は、養育者家庭の定義の見直しであります。改正前は、第2号において「父及び母」を同一号の中で規定しておりましたが、先ほど申し上げましたように、父に条件が付されたことにより、第2号において母を、そして新たに第3号を追加して、父を規定したものであります。

養育者家庭につきましては、児童と別居して監護し、かつ生計を維持する場合、養育者家庭として対象者となります。その場合の児童とは、改正前は、ちょっと略で書いてないのですけれども、まず1号として「父母が死亡した児童」、そして2号の中に「父または母が監護しない児童」というふうにあります。それで、改正後につきましては、まず、こちらも略と書いてあるのですけれども、ちょっと載っていないのですけれども、「父母が死亡した児童」と、これが1号であります。それから、2号の3項で「父または母が監護しない児童」、または父の場合には「生計を同じくしない児童」というふうに変更させていただいた次第であります。

次に、第3条の改正であります。こちらにつきましては、第2項を第3項とし、新たに第2項を追加するものであります。第2項は、対象者が重複した場合における調整規定を追加したものであります。

まず、第1号であります。父と母がどちらも対象者となり得る場合は、母を対象とすることとします。次に、父と養育者が対象となり得る場合は、養育者を対象とすることとします。

次に、第2号であります。母と養育者が対象となる場合には、母を対象とすることとします。つまり優先順位といたしましては、母、養育者、父という順になってまいります。

次に、第4条の関係であります。4条の改正につきましては、所得を制限する者について、適切な文言として「対象者」から「受給者」に改めさせていただくということであります。なお、対象者とは、医療費の登録をしてある者で、支給対象者を含みます。受給者とは、ひとり親医療費の登録はしてありますけれども、受給者証の交付を受けている者で、支給停止者は含みません。そういった違いがあるということでございます。

第6条の改正につきましては、条文の整備でございます。

最後に附則の説明でございます。まず、施行期日は、公布の日から施行するというものであります。

次に、ただし書きでございます。第5条は、受給者証の交付であります。本条例の改正により、父及び児童で、父が児童と生計を同じくしていない者

は対象外というふうになるわけですが、条例の第8条、こちらの規定が現況届というのを規定しておりまして、この現況届が10月から11月にかけて出すわけですが、それまでの間は適用するという旨の経過措置ということでございます。

なお、こちらで現在対象外となる該当者はありません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この2条の改正なのですが、どうして父だけ児童と生計を同じくするという条件をつけたのか、伺いたと思います。

それから、3条の2号に「母が監護しない又は母がない」とあるのですね。この「母がない」というのは、どうも日本語的には変だなというふうに思うのですが、でも、「母がいない」というのが正確ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 当初は、この父については、先ほど申し上げましたように監護しないというふうな文言で言ったわけですが、

先ほど申し上げましたように、児童扶養手当法の改正によってそちらに条件がついたために連動してついたということでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、「母がない」というふうな表現があるということですが、これは法的に、戸籍上と申しますか、そういったときに空欄になるケースがあります。「母がない」ということになると、1つには捨て子というのでしょうか、それらをほかの方が養育するという場合には、戸籍上空欄になっております。そういった意味で、「ない」というふうな、表現上は生まれてくるというふうに理解をしております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。

これはちょっと、もう少し背景がわからないとですね、結構です。

それで、今度のこの改正で不利になる部分というのは何かあるのか、伺いたいと思います。

それと、わかりましたという上でね、母がないというのは、いかがなんでしょうか。今後、何か物のようにとらえてしまうという危険があるのではないかなというふうに思うのです。嵐山町だけで変えるのは難しいのでしょうか、今後改正するようなときに何か意見が言えるようでしたら、おっしゃっていただければというふうに思います。これは結構です。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 不利になるというふうなことですけれども、先ほど申し上げましたように、父が監護し、そして生計を同じくするというふうなことで、その辺が該当する方がおりますと、それが対象外になってくるわけですが、現状ではおりませんので、現状としてはそういった不利になる方はおりません。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今度の改正は、同一生計の場合は、今まで同一生計の要件、生計を同じくするというものはなかったわけですが、今回同一生計ということで、監護プラス同一生計というふうになったわけですね。今の話ですと、とりあえず嵐山町にはいないということですが、今後こういう要件が、ある面だと支給要件がきつくなったというふうに感じるのですが、監護だけの要件から監護プラス同一生計という形の要件に変わったということでもいいのでしょうか。

それが1つと、今児童扶養手当法の改正でということがあって、この児童扶養手当法の改正は、国会でこの前通ったと思うのですが、それもこの要件については同じ要件が付されているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 今回の監護ということで、きつくなったということですが、確かにそういった形では条件が付きましましたので、対象から外れてくる方が将来的にはいるかなというふうに思っております。ただ、そういったことで、将来的にはそういった方が出てくる可能性はあるかというふうには理解はしております。

それから、児童扶養手当法の関係なのですが、このひとり親家庭の県の段階では要綱で実施されておまして、その中でもあるわけなのですが、ちょっと申し上げますと、児童扶養手当のほうのいわゆるその所得制限であるとか、あるいは配偶者ないし扶養養育者等の所得制限というか、そういったものとか、そういったものもすべて児童扶養手当と同様にできておまして、そして県のほうもそういったものに準じて要綱が改正がなされるというふうな形で、各市町村のほうにも改正のほうをということで通知が参っていると、こういうふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) この同一生計を今回入れたという背景というのは何かあるのでしょうか。今までは監護だけの要件があったのに、今回、同一生計までその要件を強めるという理由は、何なのでしょうか。

児童扶養手当も、こうした監護から同一生計という形で、要件そのもの

が強くなったのでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 先ほど申し上げましたように、児童手当法もそういった改正がなされました。それで、背景ということですが、まずこの監護という言葉というのでしょうか、これが非常にあいまいと言っては変なのですが、例えば別居しておってもお金を出していれば監護なのかどうかとか、そういった形で非常に、この支給の申請があつてそれを認める場合とかに、なかなかやっぱりいろいろ苦慮している部分等がありまして、そういった意味で、この父については、ですから同一生計というのを加えて、さらにより条件的に明確にしたと申しますか、そういった形でこの同一生計というのが加えられたというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) では、もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

別居している場合の同一生計というのは、どういうふうに見ていったらいいのか。特に監護という面では、見られる要件というのはあると思うのですが、父親と別れて暮らしているという場合の同一生計というのは、どういうふうに見ていくふうになるのでしょうか。その部分が今後除かれてしまう部分かなというふうに感じるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 別居していて同一生計という形があるかどうかというのは、なかなか難しいところかなというふうに思うのですけれども、通常ではやはり同居して、そしてそこで生計をともにしているということです。通常はないのかなというふうに考えております。

かつ、それに監護と。別居している場合はもう監護がありませんので、当然対象外というふうになるかというふうに理解をしております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 42 号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、第43号議案 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

国の保育料徴収金基準額表の改正に伴い、嵐山町保育料徴収基準額表の一部を見直し、保育料の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、第43号議案 嵐山町保育

の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについて、細部説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案のほうにありましたように、本年4月にいわゆる国のほうの保育徴収金、いわゆる保育料の基準額表の一部が改正をされまして通知を受けたところでございます。内容的には、国のほうが7階層であったものを1階層ふやしまして、8階層の区分になったというふうなことでございます。

町では、これを受けまして8階層の区分、これに加えて、後ほど申し上げますけれども、3階層、4階層、5階層、6階層の間に新たな階層区分を設けまして、全部で 11 階層の区分となる改正をお願いするものであります。

考え方といたしましては、いわゆる現行の保育料、この保育料を基準に階層を追加するというのがまず1点、それから2点目が全体の金額を5%減額した基準額表にすると。そういうことで、まず階層をふやすことで所得に応じた保育料の負担軽減が図られるようにしたというのが1点であります。それから、2点目が、先ほど申し上げましたように、全体を5%減額することですべての保護者の負担を軽減したと、こういう内容となっております。

それでは、条例のほうをごらんください。まず、別表の改正でございます。まず、第1階層につきましては、生活保護法等によるもので、月額ゼロ円という形になっております。それから、2階層、3階層、こちらにつきましては、市町村民税の非課税世帯ないし課税世帯ですけれども、改正前、例で申し

上げますと、第2階層、3歳児未満 3,000 円だったものを5%減額をいたしまして、左側の改正後、3歳児未満 2,800 円と、同じように見ていただければというふうに思っております。3階層も同じような形で、1万 1,700 円を1万 1,100 円に5%の減額を図ったところでございます。

続きまして、改正前の4階層をごらんください。所得税額として4万 5,000 円未満というのがございます。これを左側の改正後を見ていただきますと、これに該当するものが第5階層になっております。それで、この第5階層につきましては、3歳児未満で申し上げます。2万 1,000 円が1万 9,900 円となっております。これが5%の減額と。3階層と5階層の間に4階層を設けまして、これを大体所得税額の半分程度を見て、2万 3,000 円未満を見させていただきました。3歳児未満、3歳以上を含めまして、こちらについてもこの半額程度のところで入れさせていただいたということがございます。

それから、改正前の第5階層をごらんください。やはりこちらも 11 万 5,000 円未満、4万 5,000 円以上 11 万 5,000 円未満というふうにあります。これが左側の第7階層に該当するものでございまして、これを2つに分けまして4万 5,000 円以上8万円未満と、8万円以上 11 万 5,000 円未満と、こちら先ほどの4階層と同様に全体的に5%の減額と。

それから、第6階層、こちらについては 11 万 5,000 円以上 45 万 9,000 円未満でございますけれども、こちらをやはり8階層、9階層の2つ

に分けさせていただきました。やはり3歳児未満で申し上げますと5万円が4万7,500円ということで、こちらについても5%の減額。

それから、第7階層をごらんください。こちらは10階層となっております。こちらについては、新たに国のほうで8階層ふえました。これは11階層になるわけですが、そういうことで、45万9,000円以上73万4,000円未満と。こちらが5万6,000円が5万3,200円と、やはりこちらについても5%の減額という形になっています。

それから、第11階層が新たに追加した、いわゆる国のほうの第8階層に相当するものでございます。国では3歳児未満、こちらが10万4,000円でございます。こちらについて、第7階層を基準として考えてみました。いわゆる改正前のもの、こちらが国に対して70%でございました。ですから、10万4,000円に7割を掛けまして、さらにそれから5%減額して6万9,100円というもので、設定をさせていただきました。

それから、3歳児以上、4万7,900円でございます。こちらは、国のほうが10万1,000円ちょうどでございます。これは、従前の第7階層でいきますと、これが50%で改正前のほうが計算してありましたので、同様に国のほうの5割掛ける95%で4万7,000、端数はありますけれども、4万7,900幾らですが、4万7,900円というふうに設定をさせていただいたところでございます。

なお、改正前後に、保育単価限度額というのがございます。こちらについ

ては、町のいわゆる支弁費を上回る保育料が存在するというふうなことでございまして、こちらについては、そういった場合には保育単価の限度額ということで、低い場合にはそちらを優先させるというふうなことで、保育単価の限度額ということを記載させていただいておるところでございます。

それから、右のページの備考のほうですけれども、第1項につきましては、7階層を11階層に改定したために、7を11に変更すると。それから、下の2号の関係ですけれども、こちらについては、所得税を計算する場合に次の規定は適用しないというふうなことでございまして、いわゆる租税特別措置法に係る控除の内容がそこに書いてあることでございまして、申し上げますと、41条の19の3の1項、2項、こちらについては、既存住宅の特定改修に係る控除とか、それから19の4の1項、2項、こちらは認定長期優良住宅の新築に係る控除とか、そういったものはいわゆる控除を適用しませんよというふうなことでの追加が法的にあったために、こちらを追加させていただくというふうな改正内容となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するというふうなことになっております。よろしくどうぞご審議のほどお願い申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 国の徴収金基準額表の改正で変えたということでありますので、近隣も変わっているのかなと思うのですが、わかっている範囲でいいのですが、近隣は何階層ぐらいにしているのか伺いたいと思います。

それから、国はこの基準額表を変えただけなのでしょうか、補助金等は多く来るようになっているのか伺いたいと思います。

それと、唯一今度の改正で値上げされるのが第11階層ですけれども、参考までに何人くらいいるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 近隣の状況なのですけれども、改正するというふうなことでお聞きはしているのですけれども、大体が郡内は7階層が今までは多いので、多分、1つふやすかどうかという具体的な内容等については、お聞きしておりません。

正直言うと。

それから、補助金の関係なのですけれども、ちょっと今把握していないので、申しわけないのですけれども、よろしくお願いします。

それから、11階層の関係ですけれども、11階層につきましては、現在はおりません。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この11段階までの階層区分によって、川口議員は11番のところまでお聞きしたのですけれども、私は、できでしたら、これがどのように世帯が移っていくのか教えていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、ちょっと例でよろしいでしょうか。

まず、旧の5階層を見ていただきますと、これが先ほど申し上げましたように第7階層と第6階層になるわけでございます。そういった意味で申し上げてみますと、あとほかもわかりますので、ちょっと申し上げます。

それから、4階層と5階層が1つであったわけですが、今度は5階層が全部で12人です。それから、第4階層が14人、合計で26人いたと。これは7月の保育料で計算をしております。26人いたうち12人が5%の減額、そして14人がその1階層下のランクへ移ると、こういうふうにご理解いただければと思います。

それから、次の第5階層、これが第6階層が12人、第7階層が7人、計19人。ですから、19人のうち12人が下の階層へ移る。それから、同じくその上の段階で旧の6階層、これが第9階層が9人、それから第8階層が14人、合わせて23人という形になります。

それから、第10階層、これは旧の7階層ですけれども、1人と。今の状況はそういう状況でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 済みません、国の改正ということからなのですけれども、国のほうの保育単価というのは、変更はないわけですよね。嵐山町で来年度からなのですけれども、現状で考えるとどのくらいの負担増になってくるのかどうなのか、ある程度計算されているものですか、その点伺いたしたいと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 こちらも7月の保育ベースでちょっと計算をしてみました。現行の保育料で年額で計算しますと6,700万ほどになります。これが改定後の保育料でいきますと5,850万ほどになりまして、約850万ほど町負担がふえるというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 43 号議案 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、第 44 号議案 平成 22 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 44 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 44 号は、平成 22 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億 3,331 万 4,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 64 億 1,875 万 9,000 円とするものであり

ます。

そのほか継続費の変更が1件、地方債の追加が2件、廃止が1件、変更が2件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第 44 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表、継続費補正でございますが、(仮称)ふれあい交流センター建設事業3億 2,600 万円に建設管理費用といたしまして 897 万 8,000 円を増額させていただきまして、補正後の額を3億 3,497 万 8,000 円とさせていただくものでございます。

年割額につきましては、平成 22 年度に 805 万 4,000 円、平成 23 年度に 92 万 4,000 円の増額でございます。

次に、7ページをお願いします。第3表、地方債補正でございますが、追加が2件でありまして、狹隘道路整備等促進事業、限度額 630 万円でございますが、大蔵 73 号線分の事業でございます。

次の雨水対策事業、限度額 540 万円につきましては、川島地内の雨水

対策経費でございます。

次に、廃止1件でございますが、これにつきましては、道路整備事業、限度額 340 万円を、先ほど申し上げました大蔵 73 号線分として予定しておりましたものでございまして、県のふるさと創造貸付基金、これを予定しておりました。これを廃止するものでございます。

変更2件であります。まちづくり交付金事業、限度額5億 870 万円に 7,160 万円を増額させていただきまして、補正後の限度額を5億 8,030 万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によりまして 9,369 万 4,000 円を増額いたしまして、補正後の限度額を4億 8,369 万 4,000 円とさせていただくものでございます。

14、15 ページをお願いいたします。歳入でございますが、第9款地方特例交付金につきましては、ごらんいただいておりますように3つの特例交付金の額の確定に伴いまして 571 万 3,000 円を増額するものでございます。

次に、第 10 款地方交付税1億 5,723 万 1,000 円を増額につきましては、基準財政収入額が前年度比で5ポイント下回ったこと、そして予算割れのすることのないように厳しく積算したこと等によります増額でございます。

次に、14 款国庫支出金の国庫補助金、社会資本整備総合交付金 4,500 万円を増額でございますが、まちづくり交付金の事業費の変更に伴いまして 3,800 万円を増額、及び狹隘道路整備等促進事業交付金、大蔵

73 号線整備に対しまして2分の1補助で 700 万円でございます。

16、17 ページをお願いします。第 15 款県支出金、民生費県補助金の特別保育事業費補助金 1,116 万 4,000 円の増額につきましては、延長保育促進事業が事業区分の変更によりまして次世代育成支援対策交付金から振りかわったこと、及び補助基本分の増額と補助率が2分の1から3分の2へと拡大したこと等によるものでございます。

その下の地域子育て創生事業費補助金につきましては、創意工夫ある子育ての支援活動の取り組みについて交付されるものでございまして、図書館活動事業として実施しております童ごこち事業等へ 76 万 8,000 円の 10 割補助でございます。

次の赤ちゃんの駅設置事業費補助金 170 万円につきましては、公共施設等に乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりの費用として交付されるものでございまして、17 カ所分、各 10 万円でございます。ちなみに、県内には 4,000 カ所県が設置をする予定ということでございます。

18、19 ページをお願いいたします。教育費県補助金の教育総務費補助金でございますが、震災に強いまちづくり事業補助金といたしまして、七小、菅中の体育館の診断経費、これの2分の1の補助でございます。

1つ置きまして、自主防災組織結成補助金 55 万円ございますが、5 万円の 11 団体分でございます。

次に、16 款財産収入の土地売却収入 134 万円につきましては、鎌形の

ベニックスに、入口わきの雑種地 268 平米を売却したものでございます。

18 款繰入金につきましては、平成 21 年度決算に伴います精算金でありまして、老人保健特別会計繰入金として 484 万 4,000 円、介護保険特別会計繰入金として 951 万 2,000 円でございます。

22、21 ページをお願いします。第 21 款町債の土木債 7,820 万円の増額でございますが、主なものはまちづくり交付金事業債といたしまして 7,160 万円及び狹隘道路整備等促進事業債 630 万円でございます。

臨時財政対策債につきましては、先ほど申し上げましたように、発行可能額の確定によりまして 9,369 万 4,000 円の増額でございます。

一番下の埼玉県ふるさと創造貸付金 170 万円につきましては、川島地内の町有地の雨水対策に係ります経費を記載しているものでございます。

22、23 ページをお願いいたします。歳出でございますが、第 2 款総務費の(5)普通財産管理事業、工事請負費 230 万円につきましては、川島地内にあります町有地の雨水対策経費でございます。

財政調整基金管理事業でございますが、財政調整基金積立金といたしまして 2 億 1,000 万円を積み立てるものでありまして、積立後の財政調整基金の残高は 3 億 1,080 万 5,000 円となるものでございます。

24、25 ページをお願いします。徴収事業でございますが、平成 23 年度からコンビニ収納業務を開始するための収納準備委託料といたしまして 94 万 6,000 円でございます。

26、27 ページをお願いいたします。第3款民生費の社会福祉協議会補助事業 103 万 7,000 円の増額につきましては、おもちゃ図書館の移転経費相当分を補助するものでございます。

老人福祉費の関係の高齢者就業促進事業 118 万 5,000 円の増額につきましても、シルバー人材センターの事務所の移転に伴います経費を補助するものでございます。

第2項の児童福祉費の児童福祉総務事業の備品購入費 170 万 7,000 円の増額でございますが、先ほど申し上げました赤ちゃんの駅、17 カ所設置するわけでございますが、ここにおむつの交換台、ベビーベッド等を購入するものでございます。

28、29 ページをお願いいたします。保育所費の保育所保育事業の関係でございます、特別保育対策等促進事業費補助金、これにつきましては延長保育促進事業の補助基本分の増額、そして補助率が2分の1から3分の2へと変更されたこと等によりまして、999 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

第4款衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、市町村設置型浄化槽事業方針策定業務の委託料といたしまして 300 万円でございます。

30、31 ページをお願いいたします。下のほうの第8款土木費の関係でございますが、道路修繕事業の 950 万円の増額でございます。これにつま

しては、道路修繕等で 450 万円及び川島 19 号線の雨水対策工事といたしまして 500 万円でございます。

32、33 ページをお願いします。生活道路整備事業でございますが、この工事請負費 983 万円は、町道大蔵 73 号線の道路改築工事でございます。

物件補償費の 4,020 万円、これにつきましては大蔵 73 号線及び菅谷 3 号線の建物、工作物、立木等の補償経費でございます。

次に、第3項の都市計画費の平沢土地区画整理事業、この補助金でございます。町単独分といたしまして 1,900 万円、まちづくり交付金分といたしまして 9,300 万円の増額をお願いするものでございます。

34、35 ページをお願いします。第9款消防費でございますが、自主防災組織育成事業 55 万円につきましては、自主防災組織設立助成補助金といたしまして5万円の 11 カ所分でございます。

36、37 ページをお願いします。第 10 款教育費でございますが、小学校の施設改修事業 115 万 5,000 円、そして中学校の施設改修事業 158 万円の備品購入費につきましては、志賀小学校そして菅谷中学校の体育館の放送設備、これを購入するものでございます。

第5項社会教育費の図書館活動事業 77 万円の増額でございます。これは、県の地域子育て創生事業費補助金で、童ごこち事業等の充実を図るため絵本等を購入するものでございます。

38、39 ページをお願いします。第 13 款予備費でございますが、105 万 1,000 円を増額いたしまして、補正後の額を 2,220 万 8,000 円とさせていただきます。

次ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算の審議を続行いたします。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに狭あい道路、7ページの地方債なのですが、けれども、これは、こうした地方債というのは、もう前からあったのですか、何か初めて見るものだなと思ったのですけれども。前からあったのかが1つです。それから、もし今年からついたのであれば、今後もこれがほかの道路に使えるのかどうか伺いたいと思います。

それと、23 ページ、普通財産管理事業のところの工事請負費で、川島の雨水対策だという説明でした。31 ページの工事請負費、道路修繕でも川島の雨水対策だと。そうすると、2カ所でこれは使うのだということなのでしょうか。ちょっと具体的な工事と場所をお聞きしたいと思います。

それから、23 ページのインターネットオークション、このインターネットオークションというのを嵐山町もこれからやるということで準備にかかるということなのでしょうか。いつごろから始めるのか伺えればと思います。

それから、25 ページのコンビニ収納ですけれども、コンビニ収納の業務開始に係る費用ということで 94 万 6,000 円載っているわけです。実際にコンビニ収納できる、納めてもらう人はどのくらいになると見ているのでしょうか。

それから、コンビニのお店でも無料でやってもらえるわけではないと思うのです。その点の費用はどのくらいかかる、1年に幾らぐらいかかるのか伺いたいと思います。

それから、29 ページのこども医療費なのですけれども、これは決算でも前年度より伸びていました。また、今年度も、前年度、前々年度より決算では伸びていて、また今年度もこの補正が出てきて、伸びているわけです。こども医療費はこれで 2,000 万円になるわけですね。どうしてこんなに伸びてしまっているのかなというふうに不思議なのですけれども、何か流行の病気があったのかどうか、もし理由がわかりましたら伺いたいと思います。

それと、その一番下の合併浄化槽の市町村設置型の委託なのですが、どんなことをお願いする委託なのか。合併浄化槽を設置するというのはわかるのですが、中身としてどういうことを計画するために委託するのか伺いたいと思います。

それから、33 ページの平沢土地区画整理事業1億 1,200 万円の増額なのです。今年2億円の予算をとっているわけです。合わせて3億円からのこれで予算になると。大変大きいなと思わざるを得ないのですが、どうしてこんなここに集中した予算の書き方をするのか。もう少しこう年度を分けてやっていくことのほうが、後々の負担がふえなくて済むのではないかなとこう思うのですが、これをちょっとどちらかお聞きしたいと思うのです。これ借金がふえてしょうがないなというふうに思わざるを得ないのです。

それから、35 ページの国民保護法の改正をするのだということなのですが、中身をお聞きしたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

初めに、7ページの関係の狹隘道路整備等促進事業の起債の関係でございますが、その下の廃止の1件というのを見ていただきたいと思います、道路整備事業、これは大蔵 73 号線分として、当初はふるさと創造貸付金、

これを予定しておりました。これが上のほうの狹隘道路整備等促進事業債で借りられることになったと。これが先ほどの質問の中にありましたように、今後も可能なのかということでございますが、今回はこれが借りられたと。こちらのほうが有利でございますので、県のほうをやめてこちらにしたという理由でございます。

それから、23 ページの雨水対策の関係でございますが、こちらのほうで予定しております雨水対策につきましては、町有地が川島にございます。沼を埋め立てたところでございますけれども、その暗渠管の布設工事、これを230 万円で予定したいと。43.2 メーターほどございますが、ここに600 ミリの管を入れたいという工事でございます。

それから、インターネットのオークションの関係でございますけれども、これは今年度から始めたいと思っております、ヤフーの官公庁のインターネットのオークション、これに参加をしてみたいと。参加費用は無料でございます。ただし、落札額の3%の手数料、これを納めるということでございまして、今予定しておりますのが旧庁舎にございました耐火金庫でございます。あれが3台ありまして、過去の例を見ますと、そういったかなり古い金庫でもこのオークションで売れているというようなことも調査でわかりまして、売れるものは売りたいなということで考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、コンビニ収納についてお答えいたします。

まず、今回補正に載せた理由なのですが、今年に入りまして、新年度で5月、6月、7月と固定資産税、軽自動車税、住民税、国民健康保険税の4税の納付通知書を発送しました。それで、発送したところ、電話及び窓口でコンビニ収納ができないかという問い合わせが多く寄せられました。そこで、まず埼玉県内でも 64 市町村中 37 市町がコンビニ収納を実施しております。郡内でも東松山市、滑川町が実施しております。

そこで、休日と夜間でも納税できるということで、納税者のニーズが高まっていることと、利便性の向上と、そしてここ2年、収納率が下がっております。そういうことから、収納率が下がっておりますので、収納率の向上を目標に今回補正させていただきました。

それで、予想される自主納付ですけれども、大体 22 年度で1万 2,500 人おります。その約2割を予想しておりまして、月 2,500 件を予想しております。それで一番安い手数料が1件 57 円です。それで、収納代行に支払うおよその取り扱い手数料として1年で約 170 万ぐらい。これは 23 年度に係る金額ですけれども、大体 171 万。あと月に使用料がかかりますので、一番安いところで 2,000 円ですので、それが年間2万 4,000 円で、これも合わせて 173 万程度これ見ております。

それと、まだソフトウェアのレンタル料が 157 万程度、TKCのほうでかかりますので、あともろもろの費用、納付書等がかかりますので、大体 23 年度

以降かかる費用が約 640 万ぐらい予想しております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 29 ページのこども医療費の関係でございます。

どうしてこう伸びているのかということですが、今年7月まで平均して月 173 万 6,000 円ほどかかっております。トータル的にこれをいきますと、大体昨年に比べて月に約 60 万ぐらいふえている状況です。

内容的には、ご承知のように昨年から中学生の通院、細かい分析はまだしていないのですが、一応その辺が影響している部分かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、次は大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 市町村設置型の浄化槽の事業方針策定業務委託の内容についてのお尋ねでございますが、これの内容につきましては、市町村設置型の事業につきましては、施工方法が2通りほどございまして、直接町が直営で運営をする、設置をし管理をしていく方法と、民間の資金等を活用してPFI方式で施工する方法と2通りの施工方法があるわけございまして、その検証をしていただくという内容と、そのいずれかの方法でという方針が有利となれば、そちらのほうの事業推進をどのようにしていってら

よいかということまでの委託をお願いをする予定でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 それでは、次に田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 私のほうからは、川島の雨水対策の関係で、川島の 19 号線の側溝整備ということで計画しているわけでございますけれども、これは、上野大工さんのところがございまして、側溝のところが集中豪雨があるとそのたびに一部道路が冠水するという関係がございまして、その対策費として 500 万計上してございます。

それと、平沢の区画整理の関係でございますけれども、この事業につきましては、今まちづくり交付金事業を導入して事業を進めているわけでございます。この事業につきましては、平成 19 年から平成 23 年までの 5 力年の事業ということで進めているわけでございます。

この事業につきましては、国の補助事業でございまして、なるべく町等の負担を減らそうということでこの事業を導入して、進めているわけでございます。実際に、このまちづくり交付金を当初 10 億を予定していたわけでございますけれども、今後その対象事業となる可能性のあるもの、補助対象として使えるという部分が約 13 億 4,300 万ぐらい出てくるのではないかとということでございまして、これを 23 年度までに消化して、なるべく町の持ち出しを減らそうではないかとということで、大きく事業費を入れているわけでございます。そういう関係がございまして、そうすることによりまして一日も早く事業を

完了して、その区画整理に係る経費だとかいうものを軽減していきたいというふうに考えているわけでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 国民保護協議会運営事業、これは国民保護協議会、町の協議会を開催する経費をお願いするものでございます。

内容は、国の国民の保護に関する基本指針、これが改正をされました。これに伴いまして、埼玉県でも埼玉県の国民保護計画が本年3月に変更が行われました。これと同一歩調によりまして、市町村の国民保護計画の改正を行うというものでございまして、改正に当たって当協議会の意見をいただくという手続になるわけでございます。

主なこの変更点でございますけれども、2点ございます。一つは、武力攻撃事態等合同対策協議会、仮に武力攻撃等が行われた場合に、国の現地対策本部長が地方公共団体の対策本部と情報公開や相互協力を行うために開催するものでございまして、埼玉県計画では、この協議会に参加することを決定いたしました。本町におきましても、県と同様の歩調によりこの計画に当協議会も参加することについて計画に位置づけること、これをこの当国民保護協議会の意見をいただくと、それがまず第1点でございます。

第2点は、国民保護措置が実施される現場におきまして、現地調整所というものが設置をされることになりました。埼玉県内におきましては、市町村

単独で設置をする、市町村のエリアに設置をする場合には、市町村の現地調整所というものが設けられます。市町村の区域をまたがる場合には、埼玉県において現地調整所が設けられる。このような規定を計画の中に位置づける。このことについても当協議会の意見をいただくというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、狹隘道路の今後のこの地方債ですけれども、これが利用できるかどうかはわからないということなのですか。

嵐山町も狭い道路というのはいっぱいありますので、こういうのが利用できて、そういう道路が改善されればいいなと思って聞いたのですけれども、ぜひアンテナを高くして、こういう道路の地方債があれば利用していただきたいと思います。

それで、コンビニ収納なのですけれども、大分お金がかかるなどちょっと思わざるを得ないのです。これも町民の利便性だというふうに理解はしますけれども、640万もかかってしまうということを考えると、収納率がこれほどの程度回復するのかわかりませんが、ちょっと出費のほうが大きいのではないかなと考えざるを得ないのですが、でもこうしてやるのですから、結果を見ないといけないのでしょうかね。それで、収納率がどの程度上がるか、もし計算しているようでしたら伺いたいと思います。

それから、こども医療費ですけれども、1,100 万円の予算ですけれども、予算がこれで 2,000 万円になってしまうわけですから、やっぱりしっかりと分析をしていくことが大事ではないかなと思うのです。その点ちょっと、そういうお考えがあるのか伺いたいと思います。

それから、市町村設置型の浄化槽ですが、直営か民間かどっちが有利かということで、それを調査していただくということですが、これはいつごろまでに結果が出るのか伺えればと思います。

平沢の土地区画整理ですが、言ってもしょうがないのでしょうけれども、まちづくり交付金もう年度が迫っているというのでは、これはある程度理解はするのですけれども、それにしてもちょっと大幅な借金をまたここでつけてやるわけですので、いかがなものかなというふうに思わざるを得ません。

国民保護法ですが、この改正、私たちはこれについては反対をしているわけですが、これは町に言ってもこれもしょうがありませんので、説明はわかりました。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

先ほど申しましたように、コンビニ収納は遅かれ早かれもうやらざるを得ない時期に来ていると思います。そして、納税者のニーズと利便性というこ

とを考えると、もうこの時期がいいのではないかなと思って補正をさせていただきましたけれども。

それと、収納率ですが、これは出しておりません。ちょっとわかりません。でも税務課の職員一同、収納率の向上のために頑張りたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 続きまして、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 こども医療費の関係なのですけれども、当初いろいろ私のほうとしても、前年度の決算というのでしょうか、実績等を見ながら当初予算を組ませていただくわけですけれども、当初予算上もちょっと補正予算で対応というようなところもございまして、こんなに大きな補正予算をお願いするというのが実情でございます。

なお、川口議員のほうから分析をというふうなお話がありました。分析というのは重要なことでございますので、今後そういった分析等も図って、対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 合併浄化槽の施工方法の検討結果がいつごろ出るのかというご質問でございますが、この後予算を議決いただきましたら早速委託を発注しまして、年度末、3月までの委託期間で予定をさせていただいております。途中で検証結果の状況等はわかるかと思うのですが、最

終結果をいただくのは3月末を予定させていただいております。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 幾つかお伺いしますけれども、まずページ数が、すみません。ページ数を言わなくてします。

平沢土地区画整理事業なのですけれども、これでまちづくり交付金事業の金額が出て、そしてあと残りが23年度までですから、なるのですけれども、そうすると進捗率はどのくらいになっていって、それで今後のまちづくり交付金事業が終わった後は、全部町が基本的に債務をしながら補助を出していくという形になると思うのですが、その金額がどのくらいになるのか伺いたいと思います。

それと、こども医療費のことですけれども、嵐山町も近隣市町村に合わせてこども医療費の助成、無料化を進めてきたわけですが、他の市町村も当然こども医療費という形が浸透してきて、やはり金額的に上がっているのではないかなと思うのですが、その点についての把握があるかどうか。そして、もしそれがあつたようでしたら、近隣市町村とともに対策を組むことがあつたと思いますので、それを伺います。

それと、これで見ますと、公債費比率といいますか、一応22年度は18.9%になります。それで将来負担比率は、21年度の決算では122.4な

のですけれども、これは結構 22 年度は厳しい状況になってくるかなと思うのですが、その点について国がお金を出して、地方交付税ではなくて臨時財政対策債で出しているのだから当然だと思うのですが、その点の考え方を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 まず、平沢の進捗等はどのくらいになるかというところでございますけれども、先ほど申し上げましたようにまちづくり交付金事業は 23 年度でございます。23 年度までには、国庫補助の対象になる事業については、すべて終わらせようというふうな形で考えているわけでございます。その関係で、実際に進捗率といいますけれども、最終的な事業費そのものはまだ未定でございます。これにつきましては、現在平沢土地区画整理組合で第5回の事業変更をしようということで事業を進めているわけでございます。そうしますと、そこで、今後の事業費を含めた全体の事業費が固まってくるのかなというふうに考えております。そういう関係で、その後の町の単独の金額がどのくらいになるかということは、その辺になってくれば見えてくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 こども医療費の関係なのですけれども、

他の市町村につきましても、郡内においては 15 歳まで通入院無料というのがあるわけでございます。他の市町村の状況は、現時点ではそんなに分析とかそういうところまでは、情動的なものというものは仕入れていないわけですが、ただ決算書であるとかそういったものからは見たというのは過去でございます。

今、議員さんのほうから状況というふうなお話がありました。そして分析というふうなお話もございました。情報の交換であるとか、あるいはそういった協議会的なものをつくって、例えば分析するとか、そういったことも一つ意義が十分あるかなというふうに今考えているところでございまして、今後ちょっと検討はしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 答えいたします。

まず、実質公債費比率、これは議会初日にお話を申し上げました。今年度は、21 年度決算上は 15.1%ということでございまして、前年と比較いたしますと 0.1%ふえているという形になっております。

そのときにも申し上げましたけれども、これは3カ年の平均の数値でございまして、平成 22 年度、これは前年に比べて下がっているわけです。平成 22 年度の公債費比率はどうなるかと申しますと、公債費、返すお金ですが、これも、これは来年度は少し、今年度よりも減額になります。少なくなります。

多分1億円以上少なくなるかなと思っています。ただ、先ほど渋谷議員からお話がありましたように、今年度は、44 ページを見ていただきますと、起債の予定が載っております。ここにございますように、当該年度中の起債見込額ということで12億8,229万4,000円ということで、償還見込額、今年度が7億1,751万5,000円ですから、5億6,400万円ぐらいこれは増額になっているわけでございますけれども、見ていただきますとおり、この中で大きなものというのは、上のほうに土木債がありますけれども、これはまちづくり交付金の関係でこの辺がふえていると。その下のほうに臨時財政対策債がございますが、これは4億8,369万4,000円というような形で、起債枠の多くはが臨財債とまちづくり交付金ということでございます。

臨財債につきましては、ご承知のとおり後年度に交付税で100%算入されるものでございますので、交付税の振りかえ措置と言われているものでございますので、借金とはいいいながら借金ではないようなものでございます。そういったもろもろのことを考えますと、公債費比率につきましては、来年度の公債費比率に関してだけ言えば、15%からそんなに大きくふえていかないだろうというふうに思います。

この公債費、今年度中の起債をするわけですが、起債をしてすぐ返済が始まるわけではございません。2年据え置き、3年据え置きをしながら、例えば臨財債につきましては3年を据え置いて、それから20年償還とそんなような形になりますので、そこからふえていくわけでございますけれども、

そんな形で公債費比率は今の年度、来年度の公債費比率はそれほど伸びていかないだろうと。

将来負担比率の関係でございますけれども、将来負担比率につきましても、借金自体はふえていくわけでございますけれども、今年度、21年度の決算では122.4%と、前年比で11.9ポイント上昇という形になっています。この将来負担比率につきましても、これから先のことを考えますと、下がっていくことはなかなか難しいのかなと。ただ、大幅な将来負担比率の増加というふうには考えておりません。その起債につきましても、今後も臨財債次第でこの辺につきましてはふえる、ふえていくような形になっていくとは思いますが、その起債、将来負担比率の危険水域と言われているパーセントは350%でございますので、当然これには近づいていかないと思いますし、今も122.4%、これも大幅に超えることはないというふうに推定をしております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 区画整理のほうなのですが、民間のものであると言いますが、第5回の事業変更があつて、その後がわからないという形で、この第5回目の事業変更というのは今後どの形で、あと5年とか10年とか続くのか。そして、大体どのような内容になっているのか伺いたいと思います。

それから、こども医療費の関係ですけれども、コンビニ診療がふえているのかどうかという形の分析はされていないと思うのですが、それが一番問題であると思うのですね。それで、多くの場合、その対策として電話相談をする形の消防署、あるいはそうではなくて民間に電話相談をして、そして医療機関を相談するという形のほうが適切な医療を勧めることができるという形で、若干進んでいるようなのですけれども、嵐山町単独ではそれができないと思いますので、他団体、他の市町村との関係というふうにお伺いしたのですけれども、どうでしょうか、コンビニ診療というふうな形ではまだ、見ていられるかどうか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 平沢土地区画整理の関係についてお答えさせていただきます。

今の事業認可でございますけれども、これが期間につきましては、平成26年度を期間としております。そして、事業費は57億でございます。今現在、この期間については26年度でございますので、変えることはないと思います。

それで、事業費につきましては、現在、多分22年度の予算で約56億3,000万ぐらい注いでしまいます。そうしますと、57億になってしまうわけです。そうすると、当然ここで事業費の変更が出てくるということになります。そ

という関係で、その事業費があと残事業としてどのくらい残っているのかという
ことで、今後調査したりして第5回の事業変更をしていこうというふうに考
えているわけでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 議員さんのほうからコンビニ診療云々
ということでお話があったわけですが、そういった分析等までは、まだ
現在のところ行ったことはございません。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、事業費の変更という形なのです
けれども、今回の補正あるいは22年度の当初予算からどのくらい、不確実
なものでしょうけれども、必要とされて事業変更を行うのか伺いたいと思うの
ですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 事業費の関係でございますけれども、今、23年
度にまちづくり交付金で計画している部分が約2億5,000円万あります。2
億5,000万はもう必ず出てしまうというふうに考えております。

そのほかに、町の単独としてどれだけ出てくるかということで、これから
積算したりしていかなくてはならないということでございまして、その単独分

についてはいろんな経費がございまして、それを含めて事業認可の変更をしていくということでございまして、22年度中にはその事業認可の図書を作成しようということで今事業を進めているわけございまして、年度末には大まかな数字が出てくるのかなと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

柳 勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 1点だけお聞きいたします。

29 ページの先ほどの合併浄化槽の話ですけれども、今年度、直営かPFIかという方針を策定して、その方針が決まって、具体的にこの事業に入れるのはいつごろからなのかお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

今想定をしておりますのは、23年度に着手ができればいいかなと。そのような形で準備をしていきたいなと、そのように思っております。

○藤野幹男議長 柳 勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今助成金がたしか出ていると思うのですが、3期か5期かというお話です。そういった形で、では来年度、初年度、例えば

何期どういう形でやるのか、そこまで計画されているかどうかわかりませんけれども、教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 来年度、何期整備ができるかというのは、これから今回の委託の結果に基づいて検討させていただきたいなと、そういうふうに思っておりますので、何期という想定まではしておりません。できる限り、早目に事業が始められればというふうには思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 32、33 ページの交通安全施設整備についてお聞きします。

(1)の交通安全施設管理事業ですが、補正の前が150万の予算に対して補正額が217万、そういうふうな数値が出ています。突然出てきたものかどうか、まず最初にお聞きします。

それと、その下の道路照明灯施設設置の事業ですが、170万出ていますが、これは新規だというふうに思いますが、何基ぐらいのことなのでしょう。まず、最初にお聞きします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 交通安全施設管理事業の関係でございますけれども、当初 150 万、それで今回 217 万の補正をさせていただくということでございます。この内容でございますけれども、当初は区画線だとかそういうものを載せておまして、今回計画しているのはカーブミラーの関係と路面標示の関係を補正させてもらっています。

それと、路面標示の関係でございますけれども、これは通学路の関係を 2 路線、それとその他で 50 万ということで、通学路のラインの関係は 150 万ぐらい計画をしているというような内容でございます。

それと、道路照明灯の関係でございますけれども、今補正後最終的に予定しておりますのが、100 ワットの共架を 10 基予定しております。それと、100 ワットの交換のものを、それは共架なのですけれども、これを 2 基。それと、20 ワットの共架、これを 2 基計画して、170 万ということになります。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 再質問させていただきます。

1の交通安全施設管理事業のほうの関係なのですが、今答弁をいただきました。私が聞いた限りですと、いろいろこの路面標示というのは、もう半永久的にもつわけではないです。定期的に路面標示をしていかなければ困るわけです。それで、ある程度要望も出ているというふうに思うのです。それ

でもなかなかやっていただけないのだというふうな話も聞いたことがございます。

交通法規にのっとって車だとか自転車も歩行者も行動するわけですが、やっぱり路面標示が消えてしまったら指示がないではないか、そういうふうなことになりかねないわけです。だから、要望が出たときには間違えなく優先的にやっていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

確かにこの交通安全の問題でございまして、路面の標示、それは確かに交通安全につながってくるわけでございます。極力その要望については、おこたえするようにしたいというふうに考えております。今回もそういうものに対応できるようにということで、補正させていただきました。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 要望は、重視してお願いしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 44 号議案 平成 22 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)
議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第6、第 45 号議案 平成 22 年度嵐山町国民健康
保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 45 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 45 号は、平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,570 万 9,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 19 億 8,597 万 7,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 45 号の細部について説明をさせていただきます。

56、57 ページをお開きいただきたいと思います。56、57 ページ、歳入でございますが、歳入の 10 款繰越金につきましては、21 年度決算の確定により、1 目療養給付費交付金繰越金を 595 万円増額し、補正後の額を 595 万 1,000 円に、また 2 目その他繰越金の前年度繰越金を 5,975 万 9,000 円増額し、補正後の額を 6,975 万 9,000 円とするものでございま

す。

1目の療養給付費交付金は、退職被保険者の医療給付に係る費用として支払基金から交付されるものでございますが、21年度分の確定に伴いまして超過交付となりました595万1,456円を繰越金として補正し、同額を歳出の11款諸支出金の3目償還金より返還するものでございます。

また、前年度繰越金が多額となっております。こちらにつきましては、主な理由として、さきに21年度決算の細部説明でも若干ご説明をさせていただきましたが、保険給付費が上半期の前年度に比較し大幅な伸びがございまして、12月で予算の補正の増額をお願いいたしました。しかしながら、下半期にはこれが落ち着いたことによりまして、結果としては保険給付費の不用額が8,430万5,000円というふうに多額の不用額が出たということが、この繰り越しにつながった主な原因でございます。

次に、58、59ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、1款1項1目の一般管理費の委託料136万5,000円の増額ですが、これは国民健康保険電算システムの改修委託に要する経費でございます。改修の理由でございますが、平成23年度より医療機関からのレセプトの請求は、原則としてすべて電子化されることになっております。これは、診療報酬審査支払い業務の効率化、及び審査支払い業務の質の向上と迅速化の実現を目的に、国の方針のもとに進められているものでございますが、これに伴いまして国保中央会の開発している全国統一的なシステムへの切りかえの

ため、各都道府県の国保連合会の共同電算システム、また市町村の保有する国保システムも改修の必要が生じております。したがって、この改修経費の補正をお願いするものでございます。

また、2目の連合会負担金の26万6,000円の補正につきましても、同様の理由によりまして、国保連合会の共同電算システムの改修に要する町負担分を補正させていただくものでございます。

なお、町負担分となりますこの経費につきましては、それぞれ県及び国の特別調整交付金により全額措置されるという予定になってございます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴收费の電算委託料76万8,000円及び備品購入費22万9,000円の増額につきましては、一般会計の補正でもお願いしたとおり、平成23年度からのコンビニ収納の開始に合わせまして、国民健康保険税についても同様に開始をさせていただくためのシステムの導入委託料、及び備品としてプリンターの購入費を計上させていただくものでございます。

なお、この国保のコンビニ収納の必要経費につきましては、平成23年度の県の特別調整交付金によりまして全額交付される予定というふうになってございます。

第5款老人保健拠出金につきましては、医療費拠出金及び事務費拠出金の額が確定したことによる補正をお願いするものでございます。

第9款基金積立金は、1項1目保険給付費支払い準備基金積立金として、

前年度繰越金から 2,600 万円を積み立てるものでございます。これによりまして、基金残高は約 2,685 万円となるものでございます。

次に、11 款 1 項 3 目の償還金は、21 年度の療養給付費及び保健事業の確定によりまして、国、県負担分等に差額を生じたものを返還するものでございます。

最後に 60 ページ、12 款予備費でございますが、1,151 万 4,000 円を増額し、補正後の額を 2,127 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) コンビニ徴収のところで、備品購入、プリンターを購入するということでご説明があったわけですが、このプリンターも含めて県の特別交付金で来るということでよろしいのでしょうか。

それから、一般会計のところでこども医療費は、先ほど質問したように大きく伸びるわけです。国保のほうは、昨年後半からは落ち着いて推移をしているということで理解してよろしいのでしょうか。ちょっとその辺の状況をご説明いただきたいのですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

まず、プリンターの備品購入費につきましても、一応 23 年度でございますが、県の特別調整交付金の対象になるということで承知しております。

それから、続きまして、国保の繰越金に係りましたいわゆる上半期の保険給付費の伸び、そして下半期はそれが落ち着いたということについて、その辺の分析をというご質問だと思うのですが、まず私どもも上半期は相当、いわゆる伸びが 10%以上の伸びを示して、それに基づきまして実は 12 月補正で下半期の分も見込みまして補正をお願いしたところでございます。しかしながら、結果的には下半期が落ち着いたということで、この内容はどういったことかということで、私どもなりに分析をしております。

そして、昨年度1年間の医療給付の動きを見ますと、やはり嵐山町におきましては、入院件数、これが月々の医療費に非常に大きく影響しているということが見えてまいりました。ここにちょっと統計がございますが、医科入院による件数と、それから医科外来、いわゆる通院によるもの、これを比較しておりまして、通院による医療費の増減というのは、昨年度1年間を見ますと、例えば月の平均で見ていきますと、外来の件数が月平均、上半期が 2,953 件、それが下半期では 2,961 件ということで、ほぼ8件増している。月平均でございますけれども、8件の増をしておりますが、ほぼ一定だと。ところが、入院のほうを見てみますと、上半期の月平均の件数が 92 件、それ

が下半期になりますと 85 件ということで、月平均で7件減っていると。これがその医療費の月々の増減に大きく影響しているということで、私どももう少し、これを見る前は外来通院、こういった部門が結構、夏場あるいは冬場等になって大きな増減があるのかなというふうに考えておったのですが、やはりひもといてみますと、入院経費というのが非常に大きく影響していると。

これは、今年に入りましても同じでございまして、6月分までは前年並みできておりました。ところが、7月には 2,000 万一気に上がりました。この内容を見てみますと、入院が 70 から 74 歳の前期高齢者の方、この辺のところで実際に 1,600 万上がっているのです。この件数が、実は内訳を見ますと3件ということです。要するに入院件数が3件ふえていることによって 1,600 万、全体では 2,000 万の増減になるということで、やはり大きな嵐山町の変動というのを見ますと、入院によるその増減、それが非常に大きくかかわっているのかなというふうに分析をいたしているところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 一般管理費の委託料ですけれども、今課長の話ですと、今国のほうが後期高齢者医療の見直しを含めて、国民健康保険の広域化というものを進めようとしているというふうに言っていたと思うのですが、それに伴うその電算化の委託という形に考えていいのでしょうか。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えいたします。

今回のシステム改修、いわゆるレセプトの電算化ということに関しましては、今清水議員さんがお尋ねのような形で、いわゆる広域化ということではございません。今までそのレセプトの診療報酬の支払いは、ご存じのように医療機関から、埼玉県であれば埼玉県の国保連合会のほうに請求がありまして、そこで審査をし、支払いをするというふうな形になっておるわけでございます。

しかしながら、今までは仮ベースでの申請ということになりまして、それをまた連合会のほうに上げたところで、審査は審査、請求は請求という形で、支払いの内容を検討して、それから支払い手続ということになっておりましたので、その審査を経て請求から支払いまでの手続が非常に期間がかかったということで、医療機関も実際その診療費をもらえるのが、翌月なり翌々月なりということで時間がかかってしまうということを今度は改良するために、一応医療機関からの請求もいわゆる電算で送ると、紙ベースではなくて電算で送ってもらいたいという形で今進めているところでございます。

そうなりますと、今度は紙ベースではございませんので、連合会に上がったものが、支払いは支払いの審査、その内容については内容の審査という形で、複数の部門で同時に効率的にやっていけると。しかも、チェックする内容が電算化によってはっきりしてくると、効率的になるということを主眼に置

きまして、今その統一化という形で進めているわけでございます。ですから、広域化ということとは直接は関係ございません。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 電算化のことなのですが、医師会や一部の医療機関は、非常に難しいということで反対しているということを聞いているのですが、実際ニュースなどに出ていますが、これは 23 年度から具体的に電算化が始まって、全部の医療機関がその電算化の中にレセプトがかかわるという形になってくるのでしょうか。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 基本的にはそのような形で、全部の医療機関についてその電算化で上げてもらうという形になっているのだというふうに思っております。

ただ、今渋谷議員さんがおっしゃられましたように、実はこの電算化につきましては、医師会のほうでも一部なかなか、小さな病院だとかそういったところでは電算化が進まないということで、本来ですともう少し前倒しであったものが、ここですれてきて、そして 23 年という形に今なっているというふうに承知をしております。

ただ、その時点でも、例えば電算化できないと、個人病院でできないとい

うところについては、委託という形で受けるところが何かあるようでございます
して、そちらのほうを通じて電算化で送るというような形も考えておられると
いうふうに聞いております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 45 号議案 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第7、第 46 号議案 平成 22 年度嵐山町老人保健
特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、平成22年度嵐山町老人保健特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万2,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1,186万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第46号につきまして説明をさせていただきます。

72、73ページをごらんいただきたいと思います。

72、73ページ、歳入でございますが、5款繰越金は、21年度決算により前年度繰越額が確定したことに伴いまして499万2,000円を増額をし、補正後の額を1,079万2,000円とさせていただくものでございます。

次に、74、75 ページをお願いいたします。歳出でございますが、3款諸支出金1項償還金は、21 年度支払基金医療費交付金及び 21 年度国、県医療費給付費負担額の確定によりまして、超過交付額を返還するものでございます。

2項繰出金は、21 年度に国庫負担金等の未交付分として一般会計より繰り入れをお願いしたものを後年度精算のため繰り出すものでございます。

また、4款予備費でございますが、463 万 5,000 円を減額し、補正後の額を 116 万 8,000 円とさせていただくものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 46 号議案 平成 22 年度嵐山町老人保健特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、第47号議案 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第47号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万1,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億4,252万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 47 号の細部についてご説明をさせていただきます。

86、87 ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款繰越金は、21 年度決算確定によりまして、前年度繰越額 105 万 1,000 円を増額し、補正後の額を 155 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

次に、88、89 ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金 31 万 9,000 円を増額ですが、平成 21 年度における市町村療養給付費負担金の確定によりまして不足分を補正させていただくものでございます。

また、4款予備費でございますが、73 万 2,000 円を増額し、補正後の額を 123 万 6,000 円とさせていただくものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 47 号議案 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補

正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、第48号議案 平成22年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、平成22年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,764万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を9億7,817万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、議案第 48 号の細部につきましてご説明申し上げます。

100 ページ、101 ページをお願いいたします。歳入の8款繰越金でござい
ますが、平成 21 年度の決算に伴う繰越金でございまして、5,764 万
5,000 円を増額するものでございます。この中には、介護給付費の確定に
より超過交付となっております国、県支払基金への返還金と一般会計への
返還金、合わせて 2,873 万 5,000 円も含まれております。

続きまして、102 ページ、103 ページをお願いいたします。歳出の4款の
基金積立金でございます。平成 21 年度決算による歳計剰余金を介護給付
費支払い準備基金へ積み立てるため、2,500 万円を増額するものでござ
います。

次に、5款の諸支出金の2目の償還金 1,922 万 3,000 円につきまして
は、平成 21 年度の介護給付費等の額の確定に伴いまして、超過交付分を
国、県及び支払基金へ返還するものでございます。

次の同じく5款2項1目の一般会計繰出金 951 万 2,000 円につきまして
も、平成 21 年度の決算に伴いまして介護給付費等の町負担分として一般
会計より繰り入れたものを後年度精算として繰り出すものでございます。

6款の予備費でございますが、391 万円を増額し、補正後の予算額を
844 万 2,000 円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 48 号議案 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算
(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 10、第 49 号議案 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第49号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、平成22年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,123万1,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を6億2,080万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第49号の細部説明をさせていただきます。

114、115 ページをお願いしたいと思います。歳入でございますが、第4款繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、400万円を減額させていただき1億8,000万円にするものでございます。

次に、第5款繰越金でございますが、前年度の繰越額が確定をしたこと

により、補整をお願いするものでございます。3,523 万 1,000 円の増額で、4,523 万 1,000 円とするものでございます。

次に、116、117 ページをお願いいたします。歳出でございますが、歳出の第2款事業費、下水道事業費の建設事業費でございますが、これにつきましては15 節工事請負費を2,000 万増額をさせていただくものでございます。これにつきましては、下水道工事の進捗を促進するためでございます。場所につきましては、川島地内を予定させていただいております。

次に、2目の維持管理費でございますが、これにつきましては13 節委託料68 万円の増額をお願いするものですが、内容につきましては公共の取り付け升の現況調査をいたすための委託料でございます。場所につきましては、志賀2区地内を予定をさせていただいております。

次に、15 節工事請負費でございますが、1,000 万円の増額をお願いするものですが、これにつきましては、同じく志賀2区地内の公共升の修繕工事、以前から実施をさせていただいているものでございますが、その修繕の促進を図るために増額をお願いするものでございます。

次に、第4款予備費でございますが、27 万 1,000 円増額をさせていただき1,429 万 6,000 円となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 49 号議案 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 11、第 50 号議案 平成 22 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 50 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 50 号は、平成 22 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を 32 万 4,000 円減額をし、合計4億 8,120 万円とするものでございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を 115 万円増額をし、合計 515 万円に、資本的支出を 483 万 4,000 円増額をし、合計2億 3,678 万 6,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 50 号の細部説明をさせていただきます。

130 ページ、131 ページをお願い申し上げます。予算の執行計画書、補正第1号でご説明をさせていただきたいと思います。

最初に、収益的収支及び支出でございますが、そのうちの支出でございますが、事業費用 32 万 4,000 円の減額をさせていただき、4億 8,120 万円とするものでございます。内容につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、131 ページをお願いしたいと思います。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、負担金といたしまして 115 万円を増額させていただき、515 万円とするものでございます。これにつきましては、消火栓の設置工事の負担金ということで収入を見込むものでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出の建設改良費の事務費でございますが、これも人事異動に伴う人件費の補正と委託料 330 万円の増額をお願いするものでございます。委託料につきましては、基幹水路の更新事業に向けた設計委託等を予定させていただくものでございます。

次に、配水本管施設費でございますが、115 万円を増額させていただき 1億 9,615 万円とするものでございます。これにつきましては、先ほど収入のところでご説明申し上げました消火栓の設置工事の増額をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。あと、ほかの事業につきましては、ご高覧をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 消火栓が設置されるわけですが、どこに、場所と何基設置されるのか伺いたいと思います。

それから、水道料金はコンビニ徴収は、これだとしないうになっていると思うのですが、どうして水道料金はしないのか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

消火栓の基数及び場所についてのお尋ねでございますが、場所につきましては川島地内が2基、越畑地内が1基、計3基でございます。

次に、コンビニ収納のことでございますが、水道事業といたしましては料金の収納率が99%以上になっておりますので、その辺については今のところ検討いたしておらないと、そういうところでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第50号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月13日、14日、15日、16日、17日及び21日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月13日、14日、15日、16日、17日及び21日は、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 2時10分)